

○「ロシア産原油等に係る上限価格措置（プライス・キャップ制度）のQ&A」 新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>目次</b></p> <p>1. ～ 5. (略)</p> <p><b>6. 付随費用</b></p> <p><u>(問6-1) 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意はいつまでに取引の相手方と合意する必要がありますか。</u></p> <p><u>(問6-2) 当局の求めに応じて取引の相手方から入手する付随費用に関する情報には、どのような情報が盛り込まれている必要がありますか。</u></p> <p><u>(問6-3) ロシア産原油等の輸送に係る付随費用に関する情報はどのようなタイミングで入手する必要がありますか。</u></p> <p><u>(問6-4) 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意は、取引の契約書にその条項を盛り込む必要がありますか。</u></p> <p><u>(問6-5) 上限価格を超えて取引している疑いがある等の情報を得た場合にはなんらかの対応が必要ですか。</u></p> <p><b>7. 確認義務</b></p> <p>(問7-1) (略)</p> <p><b>8. 例外措置</b></p> <p>(問8-1) ・ (問8-2) (略)</p> <p><b>9. スケジュール</b></p> <p>(問9-1) ・ (問9-2) (略)</p>	<p><b>目次</b></p> <p>1. ～ 5. (同左)</p> <p>(新設)</p> <p><b>6. 確認義務</b></p> <p>(問6-1) (同左)</p> <p><b>7. 例外措置</b></p> <p>(問7-1) ・ (問7-2) (同左)</p> <p><b>8. スケジュール</b></p> <p>(問8-1) ・ (問8-2) (同左)</p>

改正後	改正前
<p>10. その他 (問10-1)～(問10-4) (略)</p>	<p>9. その他 (問9-1)～(問9-4) (同左)</p>
<p>(問1-2) プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。  答 我が国においては、同志国の会合において決定される原油等の上限価格について以下の①の告示で公示した上で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく具体的な措置について以下の②から⑨までの告示を改正することにより対応します。  ①～⑧ (略)  ⑨ <u>ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件</u>  ※ <u>ロシア産原油等の購入価格が①の上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を規定（詳細は問4-5をご覧ください。）</u></p>	<p>(問1-2) プライス・キャップ制度は、日本の法制度ではどのように措置されるのですか。  答 我が国においては、同志国の会合において決定される原油等の上限価格について以下の①の告示で公示した上で、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）に基づく具体的な措置について以下の②から⑧までの告示を改正することにより対応します。  ①～⑧ (同左)  (新設)</p>
<p>(問4-5) ロシア産原油等の購入価格の確認については、どのように行えば良いのでしょうか。当該確認が難しい場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。  答 本件措置に係る行為、取引又はサービスの提供を行うに当たっては、ロシア産原油等の経済産業大臣の確認証、インボイス等で当該原油等の購入価格を確認する必要があります（輸入者の場合には、ロシア産原油等のインボイス等を提示して経済産業大臣の確認を受ける必要がありま</p>	<p>(問4-5) ロシア産原油等の購入価格の確認については、どのように行えば良いのでしょうか。当該確認が難しい場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。  答 本件措置に係る行為、取引又はサービスの提供を行うに当たっては、ロシア産原油等の経済産業大臣の確認証、インボイス等で当該原油等の購入価格を確認する必要があります（輸入者の場合には、ロシア産原油等のインボイス等を提示して経済産業大臣の確認を受ける必要がありま</p>

改 正 後

す。)。また、荷主から当該購入価格に関する情報を直接入手することが困難な者（例：船主、船会社、保険会社、金融機関、通関業者等）については、当該購入価格が当該原油等の上限価格以下であることを確認できる書面（その写し及び電磁的記録を含む。以下同じ。）を保存し、財務大臣の求めに応じて当該書面を提示することができるとのほか、主務大臣告示（ロシア産原油又は石油製品の購入価格が上限価格以下であることを確認したとみなされる場合を定める件）で定める場合には、当該購入価格に係る確認等を行ったものとみなします。主務大臣告示の内容は以下の措置をとった場合です。

（１）船主及び船会社

原油等に関連する取引の相手方から当該原油等に係る宣誓書（Attestation）（当該取引に係る原油等の輸送に係る航海の日（当該原油等の船舶への荷積みの日をいう。以下同じ。）の記載があるものに限る。以下「航海毎の宣誓書」という。）を当該輸送に係る船舶への荷積みの前に入手し、かつ、当局から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用（輸出許可手続、検査、港湾における荷役その他のサービスに係る費用、関税、輸送費及び保険料等。以下同じ。）に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置

改 正 前

す。)。また、荷主から当該購入価格に関する情報を直接入手することが困難な者（例：船会社、保険会社、金融機関、通関業者等）については、取引の相手方から宣誓書（Attestation）を入手する、又は取引の相手方との契約において、制裁等に関する特別条項（例：保険会社が制裁、法律若しくは規則における制裁、禁止又は制限を受けおそれがある場合には、いかなるときも、保険の引受け、保険金の支払又はその他の利益の提供を行わない旨）を盛り込むことで当該購入価格に係る確認等を行ったものとみなします。

改 正 後	改 正 前
<p><u>(2) 船主責任相互保険組合及び損害保険会社（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険に関する業務（再保険に係る業務を除く。）を行う場合に限る。）</u>  <u>原油等に関連する取引の相手方から航海毎の宣誓書を原油等の輸送に係る航海の日から起算して30日以内に入手し、かつ、当局から求めがあった場合には、当該原油等の輸送に係る付随費用に関する情報の提供を当該取引の相手方に求めることができる旨を当該取引の相手方と合意する措置</u></p> <p><u>(3) 船主責任相互保険組合及び損害保険会社（船舶保険、外航貨物海上保険及び船主責任保険に関する業務（再保険に係る業務に限る。）を行う場合に限る。）</u>  <u>次のイ又はロに掲げる措置</u>  <u>イ 原油等に関連する取引の相手方から航海毎の宣誓書を原油等の輸送に係る航海の日から起算して30日以内に入手する措置</u>  <u>ロ 原油等に関連する取引に係る契約において、当該取引の相手方と、制裁等に関する特別条項（例：保険会社が制裁、法律若しくは規則における制裁、禁止又は制限を受けるおそれがある場合には、いかなるときも、保険の引受け、保険金の支払又はその他の利益の提供を行わない旨）を盛り込む措置</u></p> <p><u>(4) (1)～(3)以外の者</u></p>	

改正後	改正前
<p><u>原油等の取引に関連する取引の相手方から宣誓書入手する措置又は（３）口に掲げる措置</u></p> <p>ただし、外為法の規制対象取引に当たらないケース、例えば、日本の保険会社が居住者である顧客との<u>原取引</u>について、欧州から再保険の提供を受ける場合においては、制裁等に関する特別条項のみでは、欧州等他国のプライス・キャップ規制上の要求を満たさないことも考えられます。そういった場合は、別途、顧客より経済産業大臣の確認証、<u>宣誓書等（上記第（１）から（４）までに掲げる措置により入手した宣誓書及び付随費用に関する情報をいう。以下同じ。）</u>を入手及び確認の上、欧州等再保険者の要求に応じて、自らを当事者とする<u>宣誓書</u>等を提出する必要があると留意ください。</p> <p>なお、経済産業大臣の確認証、インボイス、宣誓書等は、原本である必要はなく、その写しや電磁的記録でも構いません。ただし、事後的に関係当局から提示を求められる場合がありますので、これらの<u>書面</u>については、同志国連合の合意に従い、５年間の保管をお願いいたします。</p> <p>※ 米国財務省 OFAC（外国資産管理室）や英国 OFSI のガイダンスにおいては、ロシア産原油等のインボイ</p>	<p>ただし、外為法の規制対象取引に当たらないケース、例えば、日本の保険会社が居住者である顧客との<u>現取引</u>について、欧州から再保険の提供を受ける場合においては、制裁等に関する特別条項のみでは、欧州等他国のプライス・キャップ規制上の要求を満たさないことも考えられます。そういった場合は、別途、顧客より経済産業大臣の確認証、<u>宣誓書等</u>を入手及び確認の上、欧州等再保険者の要求に応じて、自らを当事者とする<u>宣誓書</u>を提出する必要があると留意ください。</p> <p>なお、経済産業大臣の確認証、インボイス、宣誓書等は、原本である必要はなく、その写しや電磁的記録でも構いません。ただし、事後的に関係当局から提示を求められる場合がありますので、これらの<u>書類等</u>については、同志国連合の合意に従い、５年間の保管をお願いいたします。</p> <p>※ 米国財務省 OFAC（外国資産管理室）や英国 OFSI のガイダンスにおいては、ロシア産原油等のインボイ</p>

改正後	改正前
<p>ス等を通じて当該原油等の購入価格を直接確認することが可能な者（輸入者、荷主等）をTier1、当該インボイス等を通じて当該購入価格の確認が可能な場合がある者（通関業者、金融機関等）をTier2、通常は当該購入価格の確認が困難な者（<u>船主、船会社、保険会社等</u>）をTier3と区分しており、Tier1については当該購入価格の確認が、Tier2 については通常の業務上可能な範囲での当該購入価格の確認（それが現実的でない場合には、<u>宣誓書</u>等の取得）が、Tier3については<u>宣誓書</u>等の取得又は取引契約に係る約款等への制裁等に関する特別条項の記載が必要としています。我が国以外の他の同志国においても、本措置の執行に当たっては、これらのガイダンスに準じた取扱いを行うこととしていますので、詳細については以下のアドレスでご確認ください。</p> <p>（米国）  <a href="https://ofac.treasury.gov/recent-actions/20231220">https://ofac.treasury.gov/recent-actions/20231220</a></p> <p>（英国）  <a href="https://www.gov.uk/government/publications/russian-oil-services-ban#full-publication-update-history">https://www.gov.uk/government/publications/russian-oil-services-ban#full-publication-update-history</a></p>	<p>ス等を通じて当該原油等の購入価格を直接確認することが可能な者（輸入者、荷主等）をTier1、当該インボイス等を通じて当該購入価格の確認が可能な場合がある者（通関業者、金融機関等）をTier2、通常は当該購入価格の確認が困難な者（<u>船主、保険会社等</u>）をTier3と区分しており、Tier1については当該購入価格の確認が、Tier2 については通常の業務上可能な範囲での当該購入価格の確認（それが現実的でない場合には、<u>宣誓書</u>の取得）が、Tier3については<u>宣誓書</u>の取得又は取引契約に係る約款等への制裁等に関する特別条項の記載が必要としています。我が国以外の他の同志国においても、本措置の執行に当たっては、これらのガイダンスに準じた取扱いを行うこととしていますので、詳細については以下のアドレスでご確認ください。</p> <p>（米国）  <a href="https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20230203_33">https://home.treasury.gov/policy-issues/financial-sanctions/recent-actions/20230203_33</a></p> <p>（英国）  <a href="https://ofsi.blog.gov.uk/?s=price+cap">https://ofsi.blog.gov.uk/?s=price+cap</a></p>
<p>（問5－1）取引の相手方から入手する航海毎の<u>宣誓書</u>には、どのような記載が盛り込まれている必要がありますか。</p> <p>答 取引の相手方から入手する航海毎の<u>宣誓書</u>については、一例として、以下のような文言とすることが同志国間で合</p>	<p>（問5－1）取引の相手方から入手する<u>宣誓書</u>には、どのような記載が盛り込まれている必要がありますか。</p> <p>答 取引の相手方から入手する<u>宣誓書</u>については、一例として、以下のような文言とすることが同志国間で合意されて</p>

改 正 後	改 正 前
<p>意されています（異なる文言を使用することについて必ずしも妨げるものではありませんが、以下の情報が盛り込まれていることが必要です）</p> <p>【宣誓書サンプル文言】</p> <p style="text-align: center;"><u><i>[Date of lifting or loading]</i></u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>o <i>[Party to the contract/service] confirms that for [the service being provided], [party to the contract/service] is in compliance with the Russian price cap framework and any other restrictions on <u>oil and/or petroleum products</u> of Russian Federation origin applicable to [party to the contract/service].</i></li> <li>o <i>[Party to the contract/service] attests that:</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <i>[Party to the contract/service] has received and retained price information demonstrating that the <u>oil or petroleum products</u> of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or</i></li> <li>▪ <i>Where not practicable to request and receive such information, [party to the contract/service] has obtained <u>a signed attestation</u> that the <u>oil or petroleum products</u> of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or</i></li> <li>▪ <i>[Party to the contract/service] has received <u>a signed attestation</u> that the purchase of <u>oil or petroleum products</u> is/was done pursuant to a license or a derogation.</i></li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;"><i>[Signature of the Customer]</i></p>	<p>います（異なる文言を使用することについて必ずしも妨げるものではありませんが、以下の情報が盛り込まれていることが必要です）</p> <p>【宣誓書サンプル文言】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>o <i>[Party to the contract/service] confirms that for [the service being provided], [party to the contract/service] is in compliance with the Russian price cap framework and any other restrictions on <u>oil</u> of Russian Federation origin applicable to [party to the contract/service].</i></li> <li>o <i>[Party to the contract/service] attests that:</i> <ul style="list-style-type: none"> <li>▪ <i>[Party to the contract/service] has received and retained price information demonstrating that the <u>oil</u> of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or</i></li> <li>▪ <i>Where not practicable to request and receive such information, [party to the contract/service] has obtained <u>an attestation</u> that the <u>oil</u> of Russian Federation origin is/was purchased at or below the cap; or</i></li> <li>▪ <i>[Party to the contract/service] has received <u>an attestation</u> that the purchase of <u>oil</u> is/was done pursuant to a license or a derogation.</i></li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: right;"><i>[Signature of the Customer]</i></p>

改正後	改正前
<p>(問5-2) <u>取引の相手方から入手する航海毎の宣誓書は、どのようなタイミングで入手する必要がありますか。</u></p> <p>答 <u>令和6年2月20日以降の取引については、個別の取引の契約期間等に関わらず、当該取引に係るロシア産原油等の輸送に係る航海毎の宣誓書を入手することが必要となります。なお、問4-5の(4)に掲げる者にあつては、令和6年2月19日以前の契約において入手した旧宣誓書に基づく取引については、引き続き当該旧宣誓書により当該契約に基づく取引を行って差し支えありません。</u></p> <p>(問5-4) <u>取引の相手方から宣誓書等を入手できない場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。</u></p> <p>答 <u>経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、取引の相手方から宣誓書等を入手できないときは、場合によっては外為法違反を問われることもあり得ます。ただし、問4-5の(3)及び(4)に掲げる者にあつては、取引の相手方との契約において、制裁等に関する特別条項を記載している場合には、取引の相手方から宣誓書等の提出が拒まれても、外為法違反にはなりません。</u></p> <p>(問5-5) <u>経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、全ての顧客から、宣誓書等を入手する必要がありますか。</u></p> <p>答 <u>通常ロシア産原油等を取り扱っていない顧客との取引</u></p>	<p>(問5-2) <u>取引の相手方から入手する宣誓書には、有効期間がありますか。</u></p> <p>答 <u>取引の相手方から入手する宣誓書については、個別の取引ごとに求められるものではなく、取引の契約期間に合わせる、一定の期間で更改するなど、業界の慣行に適合する形で差し支えありません(その場合には、当該宣誓書が及ぶ有効期間等、必要な文言の追加が必要となります。)</u></p> <p>(問5-4) <u>取引の相手方から宣誓書を入手できない場合には、どのように対応すれば良いのでしょうか。</u></p> <p>答 <u>経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、取引の相手方から宣誓書を入手できないときは、場合によっては外為法違反を問われることもあり得ます。ただし、取引の相手方との契約において、制裁等に関する特別条項を記載している場合には、取引の相手方から宣誓書の提出が拒まれても、外為法違反にはなりません。</u></p> <p>(問5-5) <u>経済産業大臣の確認証やインボイス等を確認できない場合において、全ての顧客から、宣誓書を入手する必要がありますか。</u></p> <p>答 <u>通常ロシア産原油等を取り扱っていない顧客との取引</u></p>



改正後	改正前
<p>(例：一般事業目的の融資等) や顧客へのサービス (例：信用状の発行等) を提供する場合には、通常行う確認等の範囲内で、当該顧客の将来の取引・行為にロシア産原油等に係る取引・行為が含まれることが疑われないときは、<u>宣誓書等の提出を受ける必要はありません</u>。一方、そうした合理的な疑いがある場合には、外為法違反を避けるため、<u>宣誓書等の提出を受けることを推奨いたします</u>。</p>	<p>(例：一般事業目的の融資等) や顧客へのサービス (例：信用状の発行等) を提供する場合には、通常行う確認等の範囲内で、当該顧客の将来の取引・行為にロシア産原油等に係る取引・行為が含まれることが疑われないときは、<u>宣誓書の提出を受ける必要はありません</u>。一方、そうした合理的な疑いがある場合には、外為法違反を避けるため、<u>宣誓書の提出を受けることを推奨いたします</u>。</p>
<p><b>6. 付随費用</b></p> <p><u>(問6-1) 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意はいつまでに取引の相手方と合意する必要がありますか。</u></p> <p><u>答 令和6年2月20日以降の船舶への荷積みの前までに合意する必要があります。</u></p> <p><u>(問6-2) 当局の求めに応じて取引の相手方から入手する付随費用に関する情報には、どのような情報が盛り込まれている必要がありますか。</u></p> <p><u>答 取引の相手方から入手する付随費用に関する情報については、一例として、以下のような情報とすることが同志国間で合意されています (異なるフォーマットで入手することについて必ずしも妨げるものではありませんが、以下の情報が盛り込まれていることが必要です) 。</u></p>	<p>(新設)</p>

改 正 後

改 正 前

<u>Type</u>	<u>Cost (including currency denomination)</u>
<u>Price per barrel or confirmation that price was at or below the relevant price cap</u>	
<u>Costs</u> <ul style="list-style-type: none"><li>- <u>Export license fees</u></li><li>- <u>Inspection costs</u></li><li>- <u>Port fees for shipping and loading</u></li><li>- <u>Port service charges</u></li><li>- <u>Customs fees, duties and taxes</u></li><li>- <u>Other</u></li></ul>	
<u>Insurance</u>	
<u>Freight</u>	
<u>Other Costs, please</u>	

改 正 後

改 正 前

specify

(問6-3) ロシア産原油等の輸送に係る付随費用に関する情報はどのようなタイミングで入手する必要がありますか。

答 当該付随費用に関する情報については取引のたびに入手が求められるものではありませんが、当局から求められた場合には当該付随費用に関する情報を提示できるよう、契約書等に必要な条項を盛り込んでおく必要があります。なお、契約書等に当該条項が盛り込まれていれば、結果的に当該付随費用に関する情報が入手できなかったとしても、それをもって直ちに外為法違反を問われるものではありません。ただし、当該情報の提供が合意されているにも関わらず情報が入手できない場合には、その後の取引を継続しないことも含め適切に対応を頂くことが前提となります。

(問6-4) 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨の合意は、取引の契約書にその条項を盛り込む必要がありますか。

答 付随費用に関する情報の提供を求めることができる旨は取引の契約書にその旨の条項を盛り込む方法のほか、その旨の契約を別途締結する方法や航海毎の宣誓書にその旨記載する方法も認められます。

(問6-5) 上限価格を超えて取引している疑いがある等の情報を得た場合にはなんらかの対応が必要ですか。

改 正 後	改 正 前
<p><u>答 取引先からの情報や報道等を通じて、当該取引に係る原油等の価格が上限価格を超えている疑いがあるとの情報を得た場合には、当局にご相談ください。</u></p>	
<p>(問7-1) ~ (問10-2) (略)</p> <p>(問10-3) ロシア産原油等を輸入する際の必要な手続について教えてください。</p> <p>答 ロシア産原油等を輸入する際には、輸入に先立ち、輸入する原油等がロシア原産であること、上限価格を超えないこと又はサハリン2プロジェクトで生産されたものであることについて、それを確認できる書面を添えて、経済産業省資源エネルギー庁(問10-4参照)に確認申請書を提出していただく必要があります。</p> <p>(問10-4) (略)</p>	<p>(問6-1) ~ (問9-2) (同左)</p> <p>(問9-3) ロシア産原油等を輸入する際の必要な手続について教えてください。</p> <p>答 ロシア産原油等を輸入する際には、輸入に先立ち、輸入する原油等がロシア原産であること、上限価格を超えないこと又はサハリン2プロジェクトで生産されたものであることについて、それを確認できる書類を添えて、経済産業省資源エネルギー庁(問9-4参照)に確認申請書を提出していただく必要があります。</p> <p>(問9-4) (同左)</p>